

核不拡散・核セキュリティについての現状整理

地球環境保全・エネルギー安定供給のための
原子力のビジョンを考える懇談会
第3回

平成19年10月25日
内閣府 原子力政策担当室

軍縮・不拡散・原子力の平和的利用に関する国際的な取組

核軍縮・核不拡散体制のベース < 核兵器不拡散条約 (NPT) >

- 3つの柱 -

1. 核軍縮 (核兵器保有国が核兵器を減らすための取組)

包括的核実験禁止条約 (CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty) < 未発効 >

いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約。

カットオフ条約 (FMCT : Fissile Material Cut-off Treaty) < 交渉開始模索中 >

新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限する。

2. 核不拡散 (核兵器やその関連技術がこれ以上世界に拡散しないための取組)

IAEA 保障措置 (SG : Safeguards)

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確保するための措置。IAEAと当該国との間の保障措置協定に従ってIAEAが実施。

(1) 計量管理: 核物質の所在、種類毎に、在庫量、移動量を管理。

(2) 封じ込め / 監視: 核物質の移動等を封印、監視カメラ等により確認。

(3) 査察: IAEAと国の査察官が施設等への立ち入り、計量管理報告の確認、未申告原子力活動の探知 (追加議定書の場合) を実施。

輸出管理

大量破壊兵器や、特定の通常兵器そのもの、また、その製造方法、原材料等が懸念国等に渡らないようにするための輸出管理の国際的枠組み。

拡散に対する安全保障構想 (PSI : Proliferation Security Initiative)

大量破壊兵器等の拡散を、国際法及び国内法の範囲内で阻止するためのグローバルな取組。

3. 平和的利用 (締約国が原子力を平和的に利用する権利)

平和的利用確保のための原子力協力協定

核物質等の国際移転に際し、移転された核物質等が軍事転用されず、平和的目的にのみ利用される旨の約束等を相手国から取り付ける。

核物質の防護に関する条約

核物質を防護するための一定の措置を講じるよう義務付けること等により、それらの核物質の不法な取得及び使用を防止することが目的。

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約 (核テロ防止条約)

放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用する行為等を犯罪とし、裁判権の設定、犯人の引渡し等について定める。

➤ 政策的、技術的に、軍縮、不拡散、平和利用を担保する。

軍縮・不拡散・核セキュリティに関する日本の国際的な取組

- 1994年以来、国連総会に核軍縮決議案を提出し、核軍縮を進めていくために国際社会が取るべき現実的措置を示しており、この決議案は毎年圧倒的多数の支持を得て採択されている。(2005年国連総会から、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」に変更。)
 - CTBTが早く発効するよう、未署名・未批准の国への働きかけや関連する国際会議の開催に協力している。また、核不拡散体制の強化のために、IAEA追加議定書の締結国を増やすための外交的努力を積極的に行っている。
 - アジア地域における軍縮・不拡散体制の強化に向けて、様々な形でイニシアティブを発揮している(各種セミナー、アジア不拡散協議(ASTOP)の主催、アジア各国との2国間での不拡散協議、輸出管理協議)。また、2007年10月に、我が国において2回目となるPSI(拡散に対する安全保障構想)海上阻止訓練を東京近海にて主催し、PSI非加盟国、とりわけアジア太平洋諸国のPSIに対する理解の深化に貢献した。
- 日本は、多国間の軍縮・不拡散の関連条約や規範の全てに参加し、これらの枠組みを強化し、参加国を増やすために積極的に活動している。

原子力基本法により原子力の利用を平和目的に限定するとともに、非核三原則を堅持し、種々の努力の結果、非核兵器国の中で唯一、商業規模での濃縮・再処理までの核燃料サイクル施設を保有することが国際的に認められている。

六ヶ所再処理工場に対する効果的・効率的保障措置活動を可能にするため、再処理技術保有国、IAEA及びユーラトムによるLASCAR会合の報告書に則り、転用検知時間の改善、ソリューションモニタリング、査察官の非立会検認手法等、透明性の高い保障措置システムを構築してきている。

大規模な原子力活動を行う国として初めて、我が国の原子力発電所等へのIAEA統合保障措置の適用が開始。

国内法の整備（保障措置、核テロ防止条約、核物質防護、核セキュリティ等）

平和利用の担保に資する技術開発

広聴・広報活動

➤日本は原子力の平和利用のフロントランナー。

軍縮・不拡散・核セキュリティに関する世界の現状整理

- NPT締約国は190ヶ国(2007年5月現在)。国連加盟国で未締約の国が存在(インド、パキスタン、イスラエル)。
- NPTに基づく包括的保障措置協定締結は154カ国。保障措置実施におけるIAEAの権限を強めるための追加議定書締約国は83カ国。
- 北朝鮮、イランの核問題。
- CTBTは未発効。FMCTは交渉開始を模索中。
- 核セキュリティ強化は、9.11以降、国際社会の新たな主要課題。核物質防護条約改正、核テロ防止条約等のテロ防止関連諸条約採択。
- 原子力の平和目的利用の拡大に際し、濃縮・再処理等の機微技術が拡散することに対する懸念。

➤ 軍縮・不拡散・核セキュリティをめぐる問題に対処していくことが必要。

核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す様々なイニシアティブ

核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)、核燃料供給保証にかかる六カ国提案、IAEA核燃料供給登録システムにかかる日本提案など

米国提案による「国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)」構想

米露両首脳提案による「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」

参考参照

➤既存の枠組みを補う新たな措置等が必要とされている。

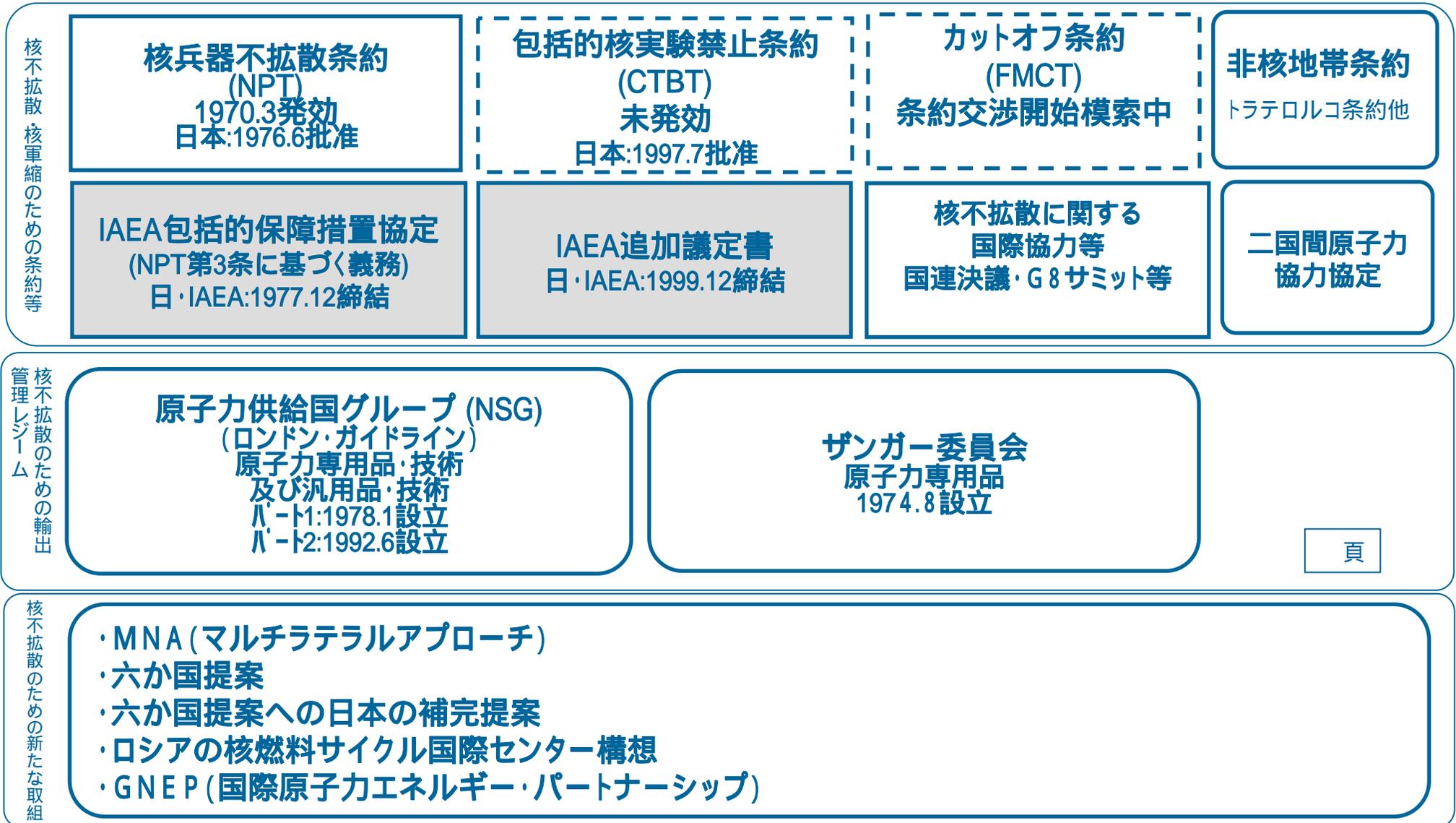
【論点】

原子力の平和利用の担保のための、核不拡散・核セキュリティ強化の必要性

核不拡散・核セキュリティ確保に向けた、国際的、国内的取組

参 考

核不拡散・核軍縮に関する国際的枠組み



出典)原子力委員会政策評価部会第10回資料第5号より事務局作成

➤世界は、軍縮、不拡散、平和利用を達成する枠組みの運用及び検討を継続している。

核軍縮努力

	内容	我が国の取組
包括的核実験禁止条約 (CTBT) -未発効-	-核兵器の拡散の防止及び核軍縮に効果的な措置として、地下核実験を含むあらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、国際監視制度や現地査察の実施について規定するもの	-核不拡散・核軍縮体制の不可欠の柱を構成しているものとして捉え、その早期発効を極めて重視 -我が国は5核兵器国に続き6番目に署名(96年9月)、97年7月に批准 -10の監視施設を国内に設置予定。(5か所設置済) -未署名・未批准国に対する早期署名・批准を促す書簡の送付、国際会議、二国間会合等の機会を捉えた働きかけなどを、継続的に実施中
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) -交渉開始模索中-	-核兵器国及びNPT非締約国の核能力を凍結することを主目的とするもの。 (1)核爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止。 (2)その目的のための高濃縮ウラン及びプルトニウム生産に対する他国による援助の禁止。	-核兵器国やNPT非締約国の核兵器製造能力の制限を目的とするもので、極めて重要。我が国としては、早期の交渉開始、早期妥結を期待。 -核兵器国が早期に核兵器用核分裂性物質の生産禁止を一方的に宣言することが有意義であり、我が国は、様々な機会を通じて核兵器国に働きかけている。

【非核地帯条約】

ある地域、ある国々を対象に、核兵器の研究・開発・製造・貯蔵・取得・運搬・所有・実験等を禁止する条約。
トラテロルコ条約(中南米33ヵ国)、ラロトンガ条約(太平洋諸島フォーラム加盟の16の国と地域)、
バンコク条約(ASEAN諸国10ヵ国)、ペリンダバ条約(アフリカ諸国54ヵ国)

< その他の我が国取組 >

国連総会での核軍縮決議案採択

軍縮・不拡散問題に関する二国間協議

CTBT早期発効に向けた未批准国への働きかけ

出典)原子力委員会政策評価部会第10回資料第5号より事務局作成

➤日本は、軍縮・核兵器廃絶に向けて積極的に努力している。

NPT (核兵器の不拡散に関する条約)

(NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)

➤ 内容

- (1)核不拡散: 米、露、英、仏及び中の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止
- (2)核軍縮: 各締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定
- (3)原子力の平和的利用: 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受諾する義務を規定

➤ 条約の成立及び締約国

- 1970年3月5日発効(日本は1970年2月署名、1976年6月批准)。締約国は190か国(2007年5月現在)。主たる非締約国は印、パ及びイスラエル

【NPTに対する我が国の取組】

< NPT体制の構築 >

- NPT非締結国である印、パ及びイスラエルに対しては、要人との会談等の機会にNPT加入を繰り返し要請。
- 2000年のNPT運用検討会議においては、核軍縮・不拡散の将来に向けた措置に関する8項目の提案を行い、合意形成のための基盤を提供。
- 2005年のNPT運用検討会議においては、「21世紀のための21の措置」を提出。
- 2007年の、2010年NPT運用検討会議第1回準備委員会において、我が国の天野ウィーン大使が議長を務め、会議を成功に導いた。

< 保障措置技術に関する国際協力 >

対IAEA保障措置支援計画を通じたIAEAに対する協力や日本とIAEAとの共催による、アジア・太平洋地域における計量管理技術の向上に資するための、国際トレーニングコースの開催。

< IAEA保障措置強化のための外交努力 >

核不拡散体制の強化を図るためには、追加議定書の締結促進を図り、以てIAEA保障措置を強化することが重要との認識の下、IAEAと協力しつつ、追加議定書の普遍化のためのイニシアティブを積極的に推進。

出典)原子力委員会政策評価部会第10回資料第5号等より事務局作成

➤日本は、核兵器の不拡散に向けて積極的に努力している。

1.概要

IAEA追加議定書 (Additional Protocol) とは、IAEAと保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書である。1993年、イラク及び北朝鮮の核兵器開発疑惑等を契機に、IAEA保障措置制度の強化及び効率化の検討(1993年より2年で検討を行うこととしていたため、「93+2」計画とも呼ばれる)が行われ、その結果として、モデル追加議定書 (INFCIRC/540 (corrected)) が、1997年5月にIAEA理事会で採択された。

2.内容

追加議定書を締結した場合、IAEAは、その国において保障措置協定よりも広範な保障措置を行う権限を与えられる。具体的には、追加議定書を締結した国は、(1) 現行の保障措置協定において申告されていない原子力に関連する活動に関し、申告を行うこと、(2) 現行協定においてアクセスが認められていない場所等への補完的なアクセスをIAEAに認めることが義務付けられる。

3.締結国及び署名国

- (1) 2007年8月末現在、追加議定書の締結国は日本を含む83ヶ国 + 1国際機関(ユーラトム)である。
- (2) 2007年8月末現在、署名国は上記83ヶ国を含む114ヶ国 + 1国際機関(ユーラトム)である。
- (3) 日本は、1998年12月4日に署名、1999年12月16日に発効(上記(1)の74ヶ国のうち8番目)。
- (4) イランは、追加議定書を署名しているが、未締結。暫定実施を行っている。

出典) 外務省ウェブサイトより事務局作成

➤ 全てのNPT加盟国が追加議定書に署名し、発効されることが望ましい。

1.概要

- (1) 統合保障措置 (IS) とは、包括的保障措置協定 (CSA) に基づく保障措置と追加議定書 (AP) に基づく保障措置を有機的に結合した概念。CSA 及び AP 双方の下で利用可能な保障措置手段を最適に組み合わせ、最大限の効率性を達成するためのもの。具体的には、従来の計量管理を基本としつつ、短期通告査察又は無通告査察を強化することで、IAEA の検認能力を維持したまま査察回数の削減を可能とするもの。
- (2) IAEA は、1990 年代前半のイラクや北朝鮮の核問題を踏まえ、AP の策定等による「保障措置の強化」を行う一方で、不拡散上何ら問題がないと判断される国に対しては、「保障措置を効率化」を行うとの方針の下、1998 年頃から IS の開発を始めた。その結果、2002 年 3 月の IAEA 理事会にて、IS の基本を定めた概念的枠組みが決定された。
- (3) IS が適用されるためには、当該国が CSA 及び AP 双方に基づく保障措置を一定期間に亘って受け入れ、その結果、IAEA が当該国に対して、「保障措置下にある核物質の転用」及び「未申告の核物質及び原子力活動」が存在しない旨の「結論」を導出する必要がある。
- (4) IS 適用の前提となる「結論」を得ている国は 32 ヶ国であり、そのうち 9 ヶ国において IS が実施されている (2006 年末現在)。

2.我が国における IS の実施

- (1) 我が国は、1977 年に CSA、1999 年に AP をそれぞれ締結し、以後 CSA 及び AP 双方に基づく IAEA 保障措置を誠実に実施。その結果、2004 年 6 月、IAEA が我が国について上記 1. (3) の「結論」を導出し、同年 9 月、IS の実施が開始された。
- (2) IS が継続して実施されるためには、IAEA が毎年 6 月に発表する保障措置実施報告書において「結論」が維持される必要があるが、我が国については、2005 年及び 2006 年の同報告書において同「結論」が維持されている。
- (3) 我が国における IS の実施は、施設タイプ毎に段階的に開始されており、(1) 実用発電炉 (MOX 燃料使用なし)、(2) 研究炉・臨界実験装置、(3) 使用済み燃料貯蔵施設については 2004 年 9 月から、(4) 実用発電炉 (MOX 使用炉)、(5) 低濃縮ウラン燃料加工施設については 2005 年 1 月から、それぞれ IS が実施されている。
- (4) IS 適用により、対象施設に対する通常査察の回数が削減している。

出典) 外務省ウェブサイトより事務局作成

➤ 統合保障措置により、IAEA の検認能力を維持したまま査察回数を削減し、IAEA の査察負荷を減少させる可能性がある。

二国間原子力協力協定

概要

- 我が国は、米国、英国、フランス、カナダ、オーストラリア及び中国の6か国並びにユーラトムとの間で、原子力の平和利用分野における協力を促進するための協定を締結。
- 協定に基づき移転される原子力資機材等については、受領国における平和利用等を担保するため、協定には以下に関する規定を含む。
 - 平和目的・非爆発目的への使用の限定
 - IAEA保障措置
 - 核物質防護の措置
 - 管轄外移転の規制(事前同意等)

出典)原子力委員会政策評価部会第10回資料第5号より事務局作成

- 我が国は、原子炉等規制法の運用等により、これらの協定に基づく義務を国内的に履行しているほか、協定に基づく各種の協力を実施している。

原子力供給国グループ(NSG: Nuclear Suppliers Group)

- 1974年5月、NPT非加盟国のインドが、核爆発実験を行ったことを契機として、核兵器開発に使用される可能性のある資機材・技術の輸出管理の枠組みとして、1978年主要原子力供給国により設立されたのが、原子力供給国グループ。合意された輸出の指針が、通称ロンドンガイドライン。
- 輸出管理の対象は、核原料物質、特殊核分裂性物質、原子炉その他の設備など原子力専用品及び関連技術(NSGガイドラインパート1)であったが、1991年イラクの核開発計画の発覚を契機に、より広範囲の品目を規制対象とする必要性を認識し、1992年には原子力汎用品及び関連技術も輸出管理対象に追加(NSGガイドラインパート2)。
- NSG参加国は、2004年6月10日に中国、エストニア、リトアニア及びマルタの4か国が、2005年6月23日にクロアチアが新たに加わり、2006年12月5現在、日本を含む45か国が参加。

ザンガー委員会(Zengger Committee)

- 1970年7月、スイスのザンガー教授の提唱により、NPT第3条第2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲について非公式な協議が開始され、1974年8月に設立された。
- 2006年12月末現在、日本を含む36か国が参加。
- 輸出管理の対象は、原子力専用品のみ。

< 我が国の取組 >

・国内法によるガイドライン履行

-NSGガイドラインに沿った輸出管理は、我が国国内法上、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)及びその関連政省令等により履行。

・我が国の外交努力

- 原子力関連資機材・技術の輸出管理をIAEA保障措置とともに核不拡散上の有効な手段として重視しており、NSGにおける議論に積極的に参画。
- NSGの事務局機能を持つPoint of Contactを在ウィーン日本政府代表部が担当する等、NSGの核不拡散に対する実効性を更に高めるため積極的に努力。
- 2002年以降のNSG協議グループ会合において、核テロ対策を視野に入れたガイドライン改正等の協議、また、2004年以降は、大量破壊兵器に関するブッシュ大統領提案のうち、濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止、民生用原子力プログラムのための機材輸入国に対するIAEA追加議定書の義務化(いわゆる供給条件化)等について、その他の参加国とともに議論中。

出典)原子力委員会政策評価部会第10回資料第5号より事務局作成

➤我が国は、核不拡散のための輸出管理に関する取組に積極的に参画している。

1. 輸出管理制度とその運用

(1) リスト規制(国際輸出管理レジームにおいて合意された品目に係る輸出規制)

核兵器をはじめとする大量破壊兵器の開発等の懸念用途に利用されるおそれのある資機材・技術として、輸出管理の対象とすることが合意された資機材・技術について、経済産業大臣の許可を必要とする規制。迂回輸出・転用の可能性も踏まえ、全地域向けの輸出・技術移転を規制対象としている。

(2) キャッチオール規制

リスト規制対象品目以外の品目についても、核兵器をはじめ大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可を必要とする規制。厳格な輸出管理を実施している国(26カ国)を除き、全地域向けに適用。平成14年4月より施行。核兵器の開発等に用いられるとの情報を輸出者が受けている場合や、経済産業省から輸出許可が必要である旨の通知(「インフォーム」)を受けている場合には、輸出許可が必要とされる(技術提供についても同様)。

(3) 輸出管理制度の運用

原則として個々の輸出ごとに個別の輸出許可が必要であるが、輸出される貨物の性質、仕向地に応じて、比較的機微度の低いものについては包括輸出許可の使用が認められている(技術提供についても同様)。個別許可申請は年間10,000件程度あり、申請に対しては輸出される貨物の用途や需要者を見定め、核兵器開発等の懸念される転用を招くことのないよう審査している。

(4) 輸出者に対する自律的な内部管理の要請・指導

輸出者が的確に輸出管理制度を遵守するための内部管理規程(「コンプライアンス・プログラム」)を整備し実施するよう、指導している。平成17年6月からは、包括輸出許可(上記(3))を得る前提として、内部管理規程の整備・履行が位置づけられている。また、その遵守状況について、外為法に基づく立入検査を随時行うことにより確認している。

2. その他

(1) 北朝鮮及びイランをめぐる対応

北朝鮮の核ミサイル問題及びイランの核問題をめぐっては、昨年度、国連安保理において決議1695、1718(以上北朝鮮)、1696、1737、1747(以上イラン)が発出されている。我が国は、輸出管理の徹底をはじめ、これら安保理決議を誠実に履行している。

(2) 国際協力・連携

国際輸出管理レジーム関係各国との間で、随時の情報交換をはじめとする協力を行っている。また、迂回輸出の防止のため、アジア諸国における効果的な輸出管理の実施に向け、各国政府・企業向けセミナーの開催等、輸出管理の普及・啓発活動(「アウトリーチ活動」)を行っている。

核セキュリティ活動(国際動向)

【核セキュリティとは？】

IAEAは、核物質や放射線源がテロに用いられるケースとして、核兵器の盗取、盗取された核物質を用いた核爆発装置の製造、放射性物質の発散装置(いわゆる「汚い爆弾」)の製造、原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の4つを想定している。核セキュリティとは、これらの脅威が現実のものとならないように講じられる措置をいう。

2001年	・米国同時多発テロ(9月) ・IAEA総会決議採択「事務局長が、核物質や放射性物質と結びついたテロを防止するためのIAEAの活動と事業を強化するための作業を見直し、可及的速やかに理事会に報告することを要請する」(9月)
2002年	・IAEA理事会:核テロ防止対策支援のためにIAEAが実施すべき事業計画(Action Programme)を承認。同事業計画を推進するための核セキュリティ基金(NSF)を創設。(3月)
2003年	・IAEA:第一次核セキュリティ活動計画を実施。(～2005年)
2003年	・「放射線源の安全とセキュリティのための行動規範」(9月)
2004年	・「放射線源の輸出入ガイダンス」(9月)
2005年	・「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(核テロ防止条約)」採択(4月)
2005年	・「核物質の防護に関する条約」の改正採択。(7月)
2005年	・IAEA理事会:第二次核セキュリティ活動計画(2006～2009年)を承認、実施中。(9月)
2006年	・米口首脳「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」を提唱。(7月)

【日本の取組】

(1) 国際規範等の遵守

➤ 我が国は、テロ対策のための国際的な取組に対応し、国連等で採択された13のテロ防止関連条約を締結。

(2) IAEA核セキュリティ基金への拠出

➤ 我が国の拠出額は、811,862米ドル(2001～2006年度)。

(3) 「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GI)」に対する貢献

(4) アウトリーチ活動の実施

➤ 「アジア地域における核セキュリティ強化のための国際会議」、「第4回アジア不拡散協議(ASTOP)」

核セキュリティ活動(国内における核物質防護)

我が国の核物質防護対策の経緯

原子力施設からの核物質の不法移転(盗取等)や、原子力施設等へのサボタージュ(妨害破壊行為)による放射性物質の外部放出に対する防護のため、原子力事業者は、原子炉等規制法において必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視、詳細事項の情報管理等)を実施してきたところ。原子力安全・保安院及び文部科学省は、治安当局と連携してこれらの規則を実施。

近年、国際的なテロ脅威の高まり等から、平時における対応として原子力事業者が講じる核物質防護対策についても、国際的に遜色のないレベルにまで引き上げることが重要。

国際原子力機関(IAEA)ガイドラインを踏まえ、抜本的な核物質防護対策の強化を図るため、設計基礎脅威(DBT)の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る機密保護制度の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を実施(平成17年12月1日施行。)

この結果、国際的水準に適合し、想定される脅威に応じた核物質防護対策の強化が図られることとなった。

放射性同位元素のセキュリティ対策

文部科学省の放射線安全規制検討会にWGを設置して、検討中。

- 核セキュリティに関し我が国は、国際的な関心の高まりを受けた対応を実施している。

核燃料供給保証/GNEP構想

核燃料供給保証に関する特別イベントの議長報告で示された検討すべき事項(2006.9)

①第一段階(短期):

原子力発電所への核燃料供給を保証するメカニズムに焦点を当てるべき。この段階では、低濃縮ウランをIAEAが保管する燃料バンク構想、6ヶ国提案及びロシア提案を、6ヶ国提案を補完するものと形容される日本提案、独提案及び英提案等とあわせて検討すべき。

②第二段階(中長期):

真に包括的な多国間システム(商業市場メカニズムと統合された、供給とともに廃棄物管理及び処理をも保証する制度)を検討すべき。この段階では、原子炉部品・技術へのアクセスの保証、将来の多国間施設への転向を検討すべき。

③更なる検討が必要な項目

- (イ) 供給保証メカニズムが必要な理由
- (ロ) 何を保証するか
- (ハ) 保証メカニズムの様態
- (ニ) 如何なる客観的基準が必要か
- (ホ) IAEAの役割
- (ヘ) 原子力産業界の役割

IAEA核燃料供給登録システムに係る日本提案の概要

フロントエンド全体(原料、転換、加工、在庫及び備蓄)をカバーすること及び市場の透明性を高めること(IAEAによる情報分析・提供)により、核燃料の供給途絶の発生自体を予防することを目的としたメカニズム。また、各国の多様な実態を反映して、出来るだけ多くの国が自主的に参加・貢献できるメカニズムとしている。

各国の保有する核燃料関係の能力

- (1)ウラン原料供給
- (2)ウラン転換
- (3)ウラン濃縮
- (4)ウラン燃料加工
- (5)ウラン燃料備蓄能力

能力レベルの分類

- Lv.1-商業生産を既に開始しているが商業規模での輸出はしていない
- Lv.2-既に商業規模での輸出を行っている
- Lv.3-短期間で輸出可能な備蓄を有している

(出典)平成18年版原子力白書

「国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)」構想

米国のブッシュ大統領が一般教書演説で言及した先進的エネルギー・イニシアティブの一環として、平成18年(2006年)2月にボドマン・エネルギー省長官が発表。本構想は、核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつエネルギー需要、環境開発、不拡散上の諸問題への対応を目的とする。2007年9月の第2回閣僚級会合では、我が国を含む16カ国がGNEP「原則に関する声明」に署名、GNEP体制が国際的に確立。「原則に関する声明」においては、(1)信頼性のある燃料供給の国際的な枠組みを創設し、機微な燃料サイクル技術の獲得に対する代替案の創設、(2)使用済燃料をリサイクルするための先進的な技術の開発等に関する協力を追求していくこととなっている。当面、GNEPの枠組みにおいては、原発新規導入国に対する基盤整備及び燃料供給サービスに関する意見交換が行われる予定。

➤我が国は、原子力の平和利用拡大と核不拡散の両立に向けた新たな枠組みの検討にも積極的に参加している。

【経緯】

2006年7月サンクトペテルブルグにおいて、米露両首脳により発表。

- (1) 核物質を含む放射性物質の計量管理、防護措置の改善、及び原子力施設のセキュリティ改善。
- (2) 核物質等の不法移転又は他の不法な活動の探知と防止、特にテロリストによる取得と使用の防止措置。
- (3) 核テロリズムに対する対応と発生後の緩和措置。
- (4) 核テロリズムに対抗するための技術的手段の開発のための協力。
- (5) 核物質の取得及び使用を追求するテロリストに安住の地を与えないための法的措置の整備。
- (6) テロリスト及びテロ活動を助長する者を訴追し、確実に処罰を実施するための国内法の強化。核テロリズム防止条約、改正核物質防護条約、海洋航行不法行為防止条約、安保理決議1373及び1540の実施。
- (7) 多国間共同訓練、専門家会合の実施及び支援の提供。